

7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い

合併時に1つの農業委員会に統合するが、旧市町ごとに選挙区を設ける。

なお、選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任する。

在任特例期間終了後は、選挙委員の定数を17人（選挙区の定数は釧路市5人・阿寒町7人・音別町5人）とする。